

本日はお忙しい中、国会議員の皆様、政府関係者の皆様のご臨席の下、多くの関係自治体からのご出席をいただき、定期総会を開催できましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

現行過疎法は、当初、6年の延長が認められましたが、その後、皆様とともに、期限延長の要望活動を行って参りました。

その結果、今年6月、国会におきまして、平成33年3月31日までさらに5年間の延長が認められることとなりました。

これは、関係国会議員の皆様をはじめとする関係の皆様方のご尽力のお陰でありまして、改めて厚くお礼申し上げます。

次に、当面の課題として過疎債ソフト事業分について申し上げます。

過疎債は全国の過疎市町村のいわば共有財源であり、これが使いやすくなるようにということでソフト分の発行限度額の緩和について強く要望しておりました。

その結果、今年度から限度額の2倍まで発行できることになりました。

総務省及び関係国会議員の先生方のご尽力に深く感謝申し上げます。

しかしながら、ソフト分の活用については、発行限度額を超えて活用している市町村がある一方、全く活用されていない市町村もあります。

連盟としましては、会員の皆様にソフト分を有効に活用いただくようお願いしておりますが、総務省におかれましても、過疎市町村等に対しまして引き続きご指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、過疎対策の見直しについて申し上げます。

現行過疎法が2年前に6年間延長された際、衆参両院の付帯決議において「施行後3年を目途として、実効性のある過疎対策を行うための検討結果や平成22年の国勢調査の結果等を勘案して必要な措置を講じること」とされております。

これにつきましては、まだ表だった動きがありませんが、どういう点を見直すかなど、引き続き民主党、自由民主党などの過疎対策関係のワーキングチームや委員会などの動向を注意深く見守りながら、適切に対応したいと考えております。

最後になりますが、蓼沼専務理事におかれましては、12月2日をもって任期満了によりご退任になります。平成18年以来6年にわたり、過疎地域の自立促進にご尽力いただき誠にありがとうございました。過疎連盟を代表しまして、心より感謝申し上げます。

さて、本日の定期総会では、役員承認及び選任、平成25年度の政府予算・施策に関する決議・要望をお諮りします。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。